

議第154号

令和7年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

議第154号
令和7年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

第 1 表 債 務 負 担 行 為

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務	令和 7年度から 令和13年度まで	3 7 , 2 7 9 千円